

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長
(公 印 省 略)

床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準を定める件
の一部を改正する告示の施行について (技術的助言)

床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準を定める件の一部を改正する告示 (令和 5 年国土交通省告示第 229 号) は、令和 5 年 3 月 28 日に公布され、同日施行されることとなった。

ついては、その運用に係る細目について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知するので、その運用に遺憾なきようお願いする。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

1. 告示改正の概要

木造建築物の床組及び小屋ばり組については、これらの変形による水平構面の破壊を防止するため、建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第 46 条第 3 項の規定により隅角に火打ち材を用いるか、火打ち材を用いない場合は同項ただし書に規定する構造計算をすることとしていたが、平成 28 年の同令改正 (平成 28 年政令第 6 号) 並びに床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準を定める件 (平成 28 年国土交通省告示第 691 号。以下「告示」という。) の制定により、火打ち材を用いない伝統的構法の場合であっても、床組及び小屋ばり組に木板等を打ち付ける仕様とすれば、構造計算をしなくとも建築することができることとしたところである。

今般、建築基準整備促進事業により、伝統的構法において用いられる一定の仕様の小屋ばり組について、構造安全性が確認されたことを踏まえ、火打ち材及び板材を用いない小屋ばり組の仕様を

基準に追加し、当該仕様を用いれば、構造計算をしなくとも、建築することができることとした。

2. 新たに定める小屋ばり組の仕様と同等以上の耐力を有するものについて

告示で定める基準によりたるき等を打ち付ける小屋ばり組については、同等以上の耐力を有するものを認めることとしているが、具体的な仕様例を以下に示すので、告示の規定への適合性審査にあたっての参考とされたい。

(1) 野地板をたるきに打ち付ける方法について（改正後の告示第3号柱書関係）

N50 くぎを135ミリメートル以上の間隔で2本ずつ用いて打ち付ける方法のほか、N50 くぎを67.5ミリメートル以上の間隔で3本ずつ用いて打ち付ける方法とすることができる。

(2) 小屋ばりと軒桁との緊結方法について（改正後の告示第3号ハ関係）

京呂組（柱の頂部に軒桁を設け、その上部に小屋ばりを設ける架構法）による「かぶとあり掛け及び羽子板ボルト締め」とするほか、折置組（柱の頂部に小屋ばりを設け、その上部に軒桁を設ける架構法）により「かぶとあり掛け及び羽子板ボルト締め」と同等以上の耐力を有することが確認できた仕様とすることができる。

(3) 屋根形式について（改正後の告示第3号ニ関係）

寄棟屋根及び方形屋根は、切妻屋根と比較して、隅木による立体トラス抵抗が付加されることにより耐力が上昇することから、切妻屋根のほか、寄棟屋根、方形屋根とすることができる。

3. 小屋束に接する横架材について（改正後の告示第3号ホ関係）

小屋束、小屋ばり、棟木等により構成される小屋組の桁行方向の鉛直構面について一定の耐力を確保するため、小屋束に接する横架材の相互間の垂直距離が600ミリメートルを超える場合に所定の措置を求めることとしているが、小屋ばり等の小屋束の下に接する横架材については、張り間方向に設けることとしても差し支えない。

4. 小屋ばり組の平面形状が矩形でない場合の壁量基準の取扱いについて（改正後の告示第3号ト～リ関係）

小屋ばり組の平面形状がL字型など、矩形でない場合は、切妻屋根の棟木が同一方向に設けられるもの（ろく谷のあるものを除く。）を対象とする。この場合、小屋ばり組が接する階の桁行方向についての壁率比（改正後の告示第3号ト）、側端部分を除いた部分に必要な壁量（同号チ）、各側端部分のそれぞれに必要な壁量（同号リ）の規定は、平成12年建設省告示第1352号の規定に基づく四分割法と同様に、建築物の全長を4分割し、各規定への適合を確認する必要があることに留意されたい。

5. 野地板をたるきに打ち付ける際のくぎの間隔について（改正後の告示第3号柱書関係）

野地板をたるきに打ち付ける方法は、N50 くぎを135ミリメートル以上の間隔で2本ずつ用いることとしている。本規定の適用に当たっては、屋根構面に生ずる面内せん断力等の力に対して、野地板やたるきに回転やねじれ等の構造耐力上支障のある変形を生じないこと等を目的として、くぎの間隔等を定めていることに留意されたい。